

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択についての陳情

陳情の趣旨

- 1、精神障害者も身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度の適用を求める意見書を国に提出していただきますよう心からお願い申し上げます。

理由

- 1、国の障害者施策においては、身体、知的、精神の3障害一元化が基本的な方向になっています。しかしながら、長い間、精神障害者は身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から除外されてきました。家族会の全国調査では、精神障害者の大半が家族と同居しており、その親も年金生活者です。家族の高齢化で、経済的支援力も弱まり、家族だけで支えるには限界に達しています。デイケアや作業所も利用できず、外出を控えている実態が明るみになっています。引きこもりの大きな要因ともなっており、経済的負担が障害者権利条約が求める社会参加を促す大きな障壁(バリア)ともなっています。
- 2、国においては、平成26年の障害者権利条約の批准及び平成28年の障害者差別解消法の施行がなされた中で、精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理であると考えます。

他障害の交通運賃割引制度の適用年度

身体障害者(外部障害者)	昭和25年	身体障害者(内部障害者)	平成2年
知的障害者	平成3年		

提出資料

- 1、交通運賃に関する全国アンケート調査結果

上記のとおり陳情書を提出します。

平成30年5月17日

葉山町議会議長  
伊東圭介 様

陳情者 特定非営利活動法人 青い麦の会  
理事 檜原 絢子  
神奈川県三浦郡葉山町一色1262番地の2

